

第10期

岩見沢市分別収集計画

令和4年6月

岩 見 沢 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出抑制に向けた方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

岩見沢市分別収集計画

1 計画策定の意義

環境にやさしい社会づくりのためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられたライフスタイルを見直し、廃棄物資源を有効に利用し、環境負荷を出来るだけ少なくする持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本市では、廃棄物の減量・再生利用、自然に優しい処理「ごみ処理三原則」を基本方針として、市民・事業者・市の役割分担を明確にし、ごみの分別徹底による資源の再生利用を中心とした資源循環型社会の形成に向けた施策を講じてきました。

平成23年12月以降、「プラスチック製容器包装」「紙類」「危険ごみ」等の分別収集を開始し「資源化量」は増加していましたが、平成27年度の有料化以降は減少傾向となっているのが現状です。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の中の容器包装廃棄物の収集量拡大、分別収集・選別保管費用の低減、消費者の分別意識を向上させるとともに、生活に身近な容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市民、事業者、市がそれぞれの役割や、具体的な方策を明らかにして、関係者が一体となって取り組む方針を示したものです。

容器包装廃棄物の3R推進をはじめ、本計画の円滑な推進により、資源の有効利用を図る循環型社会の形成を目指します。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たり、基本的方向を以下に示します。

- ① 岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第3条）に基づき、市民・事業者・市が一体的な協力体制のもとに、「廃棄物の減量」、「廃棄物の再生利用」、「自然にやさしい処理」を推進します。
- ② 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした持続可能な循環型社会の形成を目指します。
- ③ 関係者が一体となった取組みにより、環境負荷の低減を目指します。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,650 t	2,606 t	2,572 t	2,538 t	2,511 t

品目ごとの排出量の見込み

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	68 t	67 t	66 t	65 t	64 t
アルミ製容器	65 t	63 t	63 t	62 t	61 t
無色のガラス製容器	246 t	242 t	238 t	235 t	233 t
茶色のガラス製容器	295 t	290 t	286 t	283 t	280 t
その他の色のガラス製容器	167 t	164 t	162 t	160 t	158 t
飲料用紙製容器	5 t	5 t	5 t	5 t	5 t
段ボール製容器	130 t	127 t	126 t	124 t	123 t
その他の紙製容器包装	371 t	365 t	360 t	356 t	352 t
ペットボトル	348 t	342 t	338 t	333 t	330 t
その他のプラスチック製容器包装	956 t	941 t	928 t	916 t	906 t
合 計	2,650 t	2,606 t	2,572 t	2,538 t	2,511 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。実施にあたっては、市民や町会などの地域、事業者、市などそれぞれの立場から役割分担し、相互に連携を図ることが重要です。

- ① 市民団体「ごみのよりよい始末を進める市民会議」と連携し、イベントによる啓発活動を実施し、ごみの発生抑制や再生利用の推進、分別収集の適正かつ円滑な推進を図ります。
- ② 市民一人ひとりが、ごみの減量やリサイクル、容器包装の分別などについて、円滑な取組みができるよう町会と連携し、減量行動の実践やごみ出しルールの遵守が図られる出前講座等により啓発を行います。
- ③ マイバッグ持参の啓発を行い、レジ袋削減によるごみ減量化を推進します。
- ④ ごみ問題や環境問題に対する認識を深めてもらうため、市民（小中学校の児童生徒含む）を対象とした「いわみざわ環境クリーンプラザ」の施設見学の積極的な受入を行います。
- ⑤ 町会などで行う集団資源回収で回収される紙類等に奨励金を交付し、集団回収の拡大・推進を図ります。
- ⑥ リサイクルステーションの整備に対する支援を行い、「びん・缶・ペットボトル」の再資源化を推進します。
- ⑦ 拠点回収を拡大し、飲料用紙製容器（紙パック）についても、拠点で回収を行います。
- ⑧ 市の広報・ホームページ・ごみ情報紙等を活用し、ごみの分別、発生抑制、再使用、再生利用を推進する広報活動を行います。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集及び町会などが集団資源回収する容器包装廃棄物の種類について、下表左欄のように定めます。

市民の協力度、当市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は次項右欄のとおりです。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
スチール製の容器		スチール缶
アルミ製の容器		アルミ缶
ガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明びん
	茶色のガラス製容器	茶色びん
	その他の色のガラス製容器	その他の色びん
紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの		紙パック
段ボール製の容器		段ボール
その他の紙製容器包装		雑がみ
ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
プラスチック製の容器包装で上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み（法第8条第2項第4号）

区 分	5 年度		6 年度		7 年度		8 年度		9 年度	
スチール製の容器	68 t		67 t		66 t		65 t		64 t	
アルミ製の容器	65 t		63 t		63 t		62 t		61 t	
無色のガラス容器	(合計) 246 t		(合計) 242 t		(合計) 238 t		(合計) 235 t		(合計) 233 t	
	(引渡 量) 203 t	(独自 処理 量) 43 t	(引渡 量) 200 t	(独自 処理 量) 42 t	(引渡 量) 197 t	(独自 処理 量) 41 t	(引渡 量) 195 t	(独自 処理 量) 40 t	(引渡 量) 193 t	(独自 処理 量) 40 t
茶色のガラス容器	(合計) 295 t		(合計) 290 t		(合計) 286 t		(合計) 283 t		(合計) 280 t	
	(引渡 量) 244 t	(独自 処理 量) 51 t	(引渡 量) 240 t	(独自 処理 量) 50 t	(引渡 量) 237 t	(独自 処理 量) 49 t	(引渡 量) 234 t	(独自 処理 量) 49 t	(引渡 量) 232 t	(独自 処理 量) 48 t
その他のガラス容器	(合計) 167 t		(合計) 164 t		(合計) 162 t		(合計) 160 t		(合計) 158 t	
	(引渡 量) 138 t	(独自 処理 量) 29 t	(引渡 量) 136 t	(独自 処理 量) 28 t	(引渡 量) 134 t	(独自 処理 量) 28 t	(引渡 量) 133 t	(独自 処理 量) 27 t	(引渡 量) 131 t	(独自 処理 量) 27 t
紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
段ボール製の容器	130 t		127 t		126 t		124 t		123 t	
主として紙製容器包装であって上記以外のもの	(合計) 371 t		(合計) 365 t		(合計) 360 t		(合計) 356 t		(合計) 352 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 371 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 365 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 360 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 356 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 352 t
ポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 348 t		(合計) 342 t		(合計) 338 t		(合計) 333 t		(合計) 330 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 348 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 342 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 338 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 333 t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 330 t
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 956 t		(合計) 941 t		(合計) 928 t		(合計) 916 t		(合計) 906 t	
	(引渡 量) 956 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 941 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 928 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 916 t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) 906 t	(独自 処理 量) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\boxed{\text{特定分別基準適合物の量の見込み}} = \boxed{\text{容器包装廃棄物の排出量の見込み}} \times \boxed{\text{分別排出率}}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を継続して行いますが、今後、収集状況などの変化が見られた場合は収集車両の増車等について検討します。

なお、町会などによる集団資源回収が進んでいるアルミ製容器や販売店の店頭などで回収されている飲料用紙製容器や白色トレイなどは、引き続きこれらの団体・事業者が分別回収を実施することとします。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 の段階
金属	スチール製容器	スチール缶	市による定期回収	市
	アルミ製容器	アルミ缶	市による定期回収、町会による集団資源回収	市・民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	無色透明びん	市による定期回収	市
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他の色のガラス製容器	その他の色びん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収、町会による集団資源回収、スーパー等の店頭回収	市・民間業者
	段ボール製容器	段ボール	市による定期回収、町会による集団資源回収	市・民間業者
	その他の紙製容器包装	雑がみ	市による定期回収	市
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収	市
	白色発泡スチロール製食品トレイ	食品トレイ	スーパー等の店頭回収、市による定期回収	市・民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期回収	市

1.1 分別収集の用に供する施設整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

市が回収するスチール製容器、アルミ製容器、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装については、回収後、いわみざわ環境クリーンプラザで選別、圧縮、保管を行い、ガラス製容器については、家庭から色分け排出されていることから、そのままストックヤードに保管します。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	リステナー（網目ボックス）・市販袋	平ボディー車	いわみざわ環境クリーンプラザ（選別・圧縮・保管）
アルミ製容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	無色透明びん	リステナー（網目ボックス）・折りたたみコンテナ・市販袋	平ボディー車	いわみざわ環境クリーンプラザ（選別・保管）
茶色のガラス製容器	茶色びん			
その他の色のガラス製容器	その他の色びん			
飲料用紙製容器	紙パック	市販袋・束ねる	平ボディー車	いわみざわ環境クリーンプラザ（保管）・民間施設（選別・圧縮・保管）
段ボール製容器	段ボール	束ねる	パッカー車	
その他の紙製容器包装	雑がみ	市販袋・束ねる	平ボディー車	
ペットボトル	ペットボトル	リステナー（網目ボックス）・折りたたみ回収ボックス（ネット）・市販袋	平ボディー車	いわみざわ環境クリーンプラザ（選別・圧縮・保管）
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市販袋	パッカー車	いわみざわ環境クリーンプラザ（選別・圧縮・保管）

処理段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	専用集積場所、共通集積所
収集・運搬	収集車両	専用車両、共通車両
選別・圧縮・保管	処理施設	いわみざわ環境クリーンプラザ・民間施設（選別・圧縮・保管）

分別収集に必要な施設概要

【排出段階】				
施設の種別	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設の仕様（形状、 形式、能力、数量等） 及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 （現有施設状況）
1. 排出容器				
1) リステナー（網目ボックス）	a) 缶類 （スチール缶、アルミ缶分別） b) ガラス製容器 （無色透明、茶色、その他の色分別） c) ペットボトル	（仕様） 材質：ポリプロピレン 容量：119ℓ	町会	スチール缶、アルミ缶、無色透明びん、茶色びん、その他の色びん、ペットボトルとして収集
2) 折りたたみコンテナ	b) ガラス製容器 （無色透明、茶色、その他の色分別）	（仕様） 材質：ポリプロピレン 容量：94ℓ	町会	無色透明びん、茶色びん、その他の色びんとして収集
3) 折りたたみ式回収ボックス（ネット）	c) ペットボトル	（仕様） 材質：ポリエステル 容量：725ℓ	町会	ペットボトルとして収集
4) 透明合成樹脂袋	d) 紙類 （飲料用容器、その他容器） e) その他のプラスチック製容器包装	（仕様） 材質：ポリエチレン袋	町会	飲料用紙製容器、その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装として収集

2.集積場所				
1) リサイクルステーション	排出容器 a ~ c	指定の集積所	町会	
2) ごみステーション	排出容器 a ~ e	指定の集積所	町会	
【収集運搬段階】				
施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
1.専用車両				
1) 平ボディー車	a) 缶類 (スチール缶、アルミ缶分別)	(仕様) 最大積載量：3,700 kg ～	市 (委託)	フレキシブルコンテナに入れ替えて搬送
	b) ガラス製容器 (無色透明、茶色、その他の色分別)	最大積載量：1,800 kg 車両台数：7台		リステナー（網目ボックス）に入れ替えて搬送
	c) 紙類 (飲料用容器、その他容器)			
	d) ペットボトル			フレキシブルコンテナに入れ替えて搬送
2) パッカー車	e) 紙類 (段ボール)	(仕様) 最大積載量：3,800 kg ～	市 (委託)	
	f) その他のプラスチック製容器包装	最大積載量：1,450 kg 車両台数：3台		
【中間処理施設】				
施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
1.再生処理施設				
いわみざわ 環境クリーンプラザ 1) 選別圧縮設備	a) 缶類 (スチール缶、アルミ缶分別)	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア、磁力選別機、アルミ選別機、圧縮機 能力：1.5 t / 日	市	

	b)ガラス製容器 (無色透明、茶色、その他の色分別) c)ペットボトル e)その他のプラスチック製容器包装	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア 能力：2.6 t / 日 (仕様) 主要機器：ベルトコンベア、圧縮梱包機 能力：1.1 t / 日 (仕様) 主要機器：ベルトコンベア、圧縮梱包機 能力：4.7 t / 日	市
2)保管設備	a)缶類 (スチール缶) (アルミ缶) b)ガラス製容器 (無色透明) (茶色) (その他の色) c)ペットボトル d)紙類 (飲料用容器) (段ボール) (その他容器) d)その他のプラスチック製容器包装	(仕様) 30.8 m ³ 23.6 m ³ (仕様) 25.5 m ³ 18.0 m ³ 18.0 m ³ (仕様) 141.8 m ³ (仕様) 10.0 m ³ 20.0 m ³ 30.0 m ³ (仕様) 146.9 m ³	市

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めます。また、町会の集団資源回収を進めるため、啓発を継続して行います。

市民団体である「ごみのよりよい始末を進める市民会議」をはじめ、各種市民団体による自主的な啓発活動を積極的に推進していきます。